最終更新日:2016年6月24日

第一工業製薬株式会社
代表取締役　会長兼社長　坂本隆司
問合せ先:総合企画本部　経営企画部　075-323-5933
証券コード:4461
http://www.dks-web.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「産業を通じて国家・社会に貢献する」を社是とし、創業以来、「品質第一、原価逓減、研究努力」の三つの社訓を創業の基本精神としております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としては、社会から信頼を得られる経営基盤の確立を目指し、企業の社会的責任(CSR)に根ざした透明かつ公正な企業活動を行うため、「さらなるガバナンスの深化」を経営方針として掲げ、最重要課題の一つとして位置付け取り組んでおります。

また、これを具体化するものとして2006年5月に、内部統制システムの基本方針を取締役会で決議し、以後も都度改定しております。

これらの実践により、顧客や社会など全てのステークホルダーから高い信頼を得られるように経営基盤を一層強化し、また社会的責任(CSR)に根ざした透明性と公正性のある企業活動を行うことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】
議決権の電子行使を可能とする環境作りについては、高齢の個人株主が多いこと等、株主構成を鑑み、現時点では議決権の電子行使を採用しておりません。また、海外投資家の株式保有比率がまだ6%台であることに鑑み、現時点では招集通知の英訳も実施はしておりません。議決権行使を容易にする環境整備については、必要に応じ検討いたします。

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
取引先、金融機関の株式を、関係強化等を目的に、政策保有株式として保有しております。保有に関しては、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、保有目的、合理性、投資額等について総合的に勘案し、その投資可否を判断いたします。
政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値・株主価値の向上等を総合的に判断し、その行使についての判断を行います。なお、個々の株式に応じ、定性的かつ総合的な判断が必要なため、統一の基準は設けておりません。

【補充原則4-1-3】
最高経営責任者等の後継者づくりの計画は、最高経営責任者が一定の計画を策定しております。その計画については適切な監督が重要であることは認識しております。一方で、プランニングは企業存続の最重要事項でもあり、経営上の顕在的、また、潜在的な能力を見極めることが大切です。今後とも企業内容を熟知する最高経営責任者の専権事項とすることが当社にとって相応しい様態と判断しております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
現状、取締役12名のうち3名が社外取締役で、うち1名が独立社外取締役となっております。但し、豊富な経験を持つ技術者として社外から招聘し、一時的に当社に在籍した技術顧問を取締役としております。当該取締役は、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから、独立社外取締役に準じると認識しております。従いまして、実質的に独立社外取締役を2名選任していると考えております。
なお、取締役会に出席する全取締役・監査役16名のうち、上記の実質的な社外取締役を含めると社外役員は6名で、全体の3分の1を占めております。

【補充原則4-11-3】
取締役会全体の実効性については、最高経営責任者が取締役会、社外役員会議、社外取締役及び監査役会とのフリーミーティングの機会を通して社外役員の分析・評価を聴取するなど、分析・評価に取り組んでいます。
なお、分析・評価結果の概要開示については、開示の範囲・内容によっては社外秘にも関わることから、課題として認識しつつ引続き検討してまいります。

【補充原則4-13-3】
常設されている内部監査部門は、財務報告に係る内部統制監査に限られていますが、その監査結果及び問題点については、内部監査室から四半期毎に、取締役会へ報告がなされております。監査役は適宜、内部統制監査に同席し、情報の共有化を図っている一方、月1回の監査役会には、内部監査室長が参加しております。一方、不正の防止や法令を遵守した業務推進に関連する業務監査は、必要に応じて社長の特命を受け、しかるべき部門が実施します。実施においては今後、取締役・監査役との連携を図ってまいります。
取締役及び監査役が、職務の遂行に必要な情報及び取締役会の資料以外の情報の提供を求めるときは、その関連する部門へ情報及び資料等を要求し、情報提供を求められた部門が要請に基づき適宜提供するよう、取締役会事務局がその支援を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人等との競業取引及び利益相反取引その他関連当事者との取引については、事前に取

締役会で承認され、実際に取引が生じた場合は、迅速に報告を行っております。取締役会規則としても定められております。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1)経営理念や経営戦略、経営計画などについては、当社ホームページや決算説明会、投資家向け会社説明会などを通じて、積極的に情報開示を行っております。なお、2015年4月から中期経営計画「REACT 1000－飛躍への行動を－」をスタートさせ、売上高750億円、純利益36億円を目指しております。
(2)コーポレートガバナンスの基本的な考え方、並びにガバナンス体制に関する考え方、社外役員の選任要件及び独立性の判断基準、社外役員会議の設置を中心とするコーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書で明らかにしております。
(3)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を有価証券報告書にて開示し、また定時株主総会の招集通知にも記載しております。
(4)取締役候補者の選任については、界面活性剤のパイオニアとして培ってきた豊富な技術を基にした、環境、エネルギー、電子材料、生活資材関連等幅広い分野の事業活動において、取締役会が適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、社内出身の取締役候補者は営業部門、生産部門、研究部門、管理部門(企画、購買・物流、財務・会計を含む)等の各分野の知識・経験を備えた者で構成することを基本としております。また、社外出身の取締役候補者には、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や専門的知識を社外の視点で職務に反映できることを求めております。このような基本方針のもと、多様性とバランスを勘案し、取締役会において十分な審議を経て決議しております。
監査役候補者の選任ついては、社内出身の監査役は事業部門の知識・経験を備えた者と管理部門の知識・経験を備えた者で構成することを基本としております。また、社外出身の監査役候補者はこれまで培ってきた豊富なビジネス経験や専門的知識を社外の視点で職務に反映できることを求めております。このような基本方針のもと、多様性とバランスを勘案し、株主総会への選任議案提出に関する監査役会の同意を得て取締役会において十分な審議を経て決議しております。
(5)取締役候補者及び監査役候補者の選任理由は、定時株主総会の招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】
業務遂行上の意思決定・監督機関としての取締役会と、取締役会に付議する案件を事前審議する経営会議を設け、法令及び定款に適合した合理的な意思決定が行われる体制を確立しております。
先ず、取締役会は取締役会規則に定められた事項、当社グループの重要事項等を決定しております。その概要は次の通りです。
(1) 株主総会及び株主に関する事項
:株主総会の招集及び付議する議案、株主名簿管理人等
(2) 株式に関する事項
:募集株式の発行、自己株式の取得、新株予約権の発行等
(3) 決算・財務に関する事項
:連結計算書類・計算書類・事業報告及びこれらの附属明細書、重要な財産の処分及び譲り受け、多額の借財等
(4) 取締役、組織等に関する事項
:代表取締役・役付取締役の選定、支店その他の重要な組織の設置・変更及び廃止、重要な使用人の選任及び解任、取締役の競業取引・利益相反取引等
(5) 業務の適正を確保するための体制整備

次に、経営会議は決算・財務・業績を中心とした取締役会事前承認案件、並びに金額等具体的基準を定めた職務権限規程、経理財務権限規程等に基づく重要決議や重要報告案件を審議・検討するとともに、会社全般にわたる調整と統制を行っております。
以上の意思決定体制を前提に、上記事項以外の業務に関する意思決定を取締役又は執行役員に委ねております。また、これらの概要は、本報告書で開示しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
東京証券取引所が定める独立性基準を適用し、かつ、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や専門的な知識を社外の視点で職務に反映できる人物を取締役会で審議検討のうえ、独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1】
界面活性剤のパイオニアとして培ってきた豊富な技術を基にした、環境、エネルギー、電子材料、生活資材関連等幅広い分野の事業活動において、取締役会が適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役は、社内出身者については営業部門、生産部門、研究部門、管理部門(企画、購買・物流、財務・会計を含む)等の各分野の知識・経験を備えた者で構成することを基本としております。また、社外出身者にはこれまで培ってきた豊富なビジネス経験や専門的知識を社外の視点で職務に反映できることを求めております。但し、社外出身者の全員にまでは独立性を求めておりませんが、独立社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準を適用しております。
これらを満たす多様性とバランスを確保するためには、ある程度の人数が必要であることから、定款で定員を14名以内と定めております。また、社外取締役は従来から複数名としております。
取締役の選任に当たっては、上記の多様性とバランスを勘案し、取締役会の審議を経て株主総会にお諮りしております。また、年度毎の業績責任を明確にするため、取締役任期は1年としております。

【補充原則4-11-2】
社外取締役及び社外監査役は、当社以外の役職の兼任状況を毎年当社へ報告しておりますが、これに基づき当社の役割・責務を適切に果たす時間・労力を十分に確保できる兼任状況であると認識しております。なお、兼任状況は、定時株主総会の招集通知、有価証券報告書等において、毎年開示しております。
また、社内取締役及び社内監査役の全員については、当社グループ以外の他の会社の社外役員を兼任していないため、業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2】
取締役及び監査役のスキル向上が企業統治に有益であり、そのためのトレーニング機会の確保が不可欠であると認識しております。
トレーニング機会の確保方法としては、先ず取締役は、新任者については就任時に、事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得するための外部セミナーを受講するよう配慮しております。また、新任及び重任を問わず随時、業務に有益な外部セミナーへの参加を推奨しております。
監査役は、新任常勤監査役については、監査役協会主催の一泊二日の研修会に参加し、監査役が担う受託者責任の知識教育を受けることとしております。また、新任及び重任を問わず、監査役協会主催の研修会や講演会等で、随時研修を受けております。
以上に加え、常勤の取締役及び監査役が参加する経営研修会を定期的に開催する一方、株主総会後には社外取締役・監査役も含む研修機会を設けるよう努めております。
なお、これに要する費用は社内規定に基づき、当社にて負担することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との対話が成立するためには、その前提として適切な情報発信が先ず必要と考えております。そこで、IR活動の継続的強化を図るため、20

16年４月より経営の直接組織として広報IR室を設置し、広報IR体制を整備しております。
　また、役員従業員行動宣言に示した「自社の経営方針、新製品などの経営に関する情報に加えて、安全・環境・社会的側面に関する情報についても、多様な手段を活用して開示する」との方針の下に、年1回は京都と東京で主に個人株主へ、また機関投資家へも随時、説明会を開催すること、さらに株主通信を年2回発行することを恒例として情報発信に努めております。なお、2016年より従来の環境・社会活動報告書に財務情報を加えた統合報告書（DKSレポート）の発行を予定しており、今後も年1回発行することで継続して情報発信してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
第一生命保険株式会社	3,067,000	5.74
山内正義	2,395,000	4.48
株式会社みずほ銀行	2,135,000	4.00
株式会社京都銀行	2,085,000	3.90
朝日生命保険相互会社	1,697,000	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,417,000	2.65
DKS取引先持株会	1,241,000	2.32
第一工業製薬従業員持株会	1,240,700	2.32
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,144,998	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	843,000	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青木素直	他の会社の出身者											
秋本信幸	他の会社の出身者								○			
多々良裕志	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木素直	○	独立役員に指定しております。 社外取締役青木素直氏との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	[選任理由] 青木素直氏は、豊富な経験と実績並びに企業のマネジメントに関して幅広い知見を備えていることから社外取締役として選任しています。 [独立役員指定理由] 青木素直氏は、現在および過去において当社との間で人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はありませんので、当社は、同氏が一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性は確保されていると判断し、独立役員としています。
		社外取締役秋本信幸氏との間には人的	

秋本信幸		関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は第一生命保険株式会社の常務執行役員ですが、2016年3月末時点において、同社は当社株式の3，067千株を保有しています。一方、当社は同社株式の3千株を保有しています。但し、互いに主要株主には該当しておりません。さらに、2016年3月末時点において、当社は同社から500百万円の借入残高があります。	[選任理由] 秋本信幸氏は、金融機関において培ったマネジメントと幅広い知見を企業経営に活かすことから社外取締役として選任をしています。
多々良裕志		社外取締役多々良裕志氏との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は朝日生命保険相互会社の常務執行役員ですが、2016年3月末時点において、同社は当社株式の1，697千株を保有しています。但し、主要株主には該当しておりません。さらに、2016年3月末時点において、当社は同社から500百万円の借入残高があります。	[選任理由] 多々良裕志氏は、金融機関において培ったマネジメントと幅広い知見を企業経営に活かすことを期待し、社外取締役として選任をしています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人の監査計画について年1回説明を受けるとともに、四半期末におけるレビューならびに期末監査における監査の実施状況等について報告を受けております。

さらに、必要に応じ当社会計監査の立会いなども実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査の強化のため、2006年5月1日に新たに内部監査室を設置いたしました。

内部監査室は、内部統制システムの基本方針に則り活動しております。また、監査役とも必要に応じ意見交換や情報交換を行い、互いの監査の質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井手秀彦	他の会社の出身者							△						
田中晴男	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井手秀彦	○	独立役員に指定しております。 社外監査役井手秀彦氏との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏はかつて、株式会社みずほ銀行の前身にあたる株式会社富士銀行の業務執行者でしたが、2016年3月末時点において、株式会社みずほ銀行は当社株式の2，135千株を保有しています。一方、当社は同行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ株式の2，755千株を保有しています。但し、互いに主要株主には該当しておりません。また、2016年3月末時点において、当社（子会社を含む）は同行から8，318百万円の借入残高があります。	[選任理由] 井手秀彦氏は、金融機関において培った監査経験と幅広い知見を備えていることから社外監査役として選任をしています。また、同氏は、決算手続や財務諸表の作成等に従事していた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 [独立役員指定理由] 井手秀彦氏は、株式会社みずほ銀行の前身である株式会社富士銀行を退職して既に約17年が経過しており、当社は、井手秀彦氏が一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性は確保されていると判断し、独立役員としています。
田中晴男		社外監査役田中晴男氏との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏はかつて株式会社京都銀行の常任監査役であり、現在も同行のグループ会社である京銀カードサービス株式会社の代表取締役社長ですが、2016年3月末時点において、同行は当社株式の2，085千株を保有しています。一方、当社は同行株式の1，100千株を保有しています。但し、互いに主要株主には該当しておりません。また、2016年3月末時点において、当社（子会社を含む）は同行から3，438百万円の借入残高があります。	[選任理由] 田中晴男氏は、金融機関において培った監査経験と幅広い知見を活かした監査を期待し、社外監査役として選任をしています。また、同氏は、長年にわたり金融機関で豊富な経験を重ね、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型の役員報酬制度は、2005年7月度より実施しております。

ストックオプション制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるもので、第1回及び第2回目を2010年8月より、また第3回目を2015年12月より実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当該付与対象者にストックオプションを付与している理由は、当該対象者の企業価値・株主価値の向上に対する意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としているためです。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度の取締役15名（うち社外取締役3名）に対する報酬は234百万円でした。

報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役については、株主総会の決議により定められた報酬総額（月額22百万円以内）の範囲内において、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき基本となる額を設定した上で、前年度の会社全体の業績評価に基づく変動を年1回、また各取締役が担当する部門の業績評価に基づく変動を年2回、一定の範囲内で実施しております。但し、社外取締役については、所定の金額としております。以上は代表取締役が起案し、取締役会の決議を経て実施しております。
監査役については、株主総会の決議により定められた報酬総額（月額6百万円以内）の範囲内において、一定の金額を設定しております。以上は監査役の協議を経て実施しております。
なお、当社は、役員報酬の業績連動指向を強化することが、業績をさらに向上させていく上で有益と考えております。
今後、報酬体系の見直しにより、報酬総額に変更が生じるときには、株主の皆様へお諮りする所存です。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

秘書室では社外取締役（社外監査役）に対してのサポートとして、取締役会、監査役会開催の案内状発送、前月取締役会議事録発送及び当月取締役会資料の配布を行っています。さらに、社外取締役（社外監査役）に別途連絡を必要とする事項及び社外取締役（社外監査役）からの問合せ等に関する窓口として対応しています。

また、社外監査役に限定したサポート体制はありませんが、監査役業務全般のサポート役として監査役付1名を選任し運営しています。なお、監査役付は内部監査室に籍を置き、同室業務に加え監査役付業務を兼務しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務執行

（1）当社における業務執行上の意思決定は取締役会において決定されますが、取締役会に付議する案件は原則として事前に「経営会議」で慎重に審議し、法令及び定款に適合しかつ合理的な意思決定が行われるよう努めております。「経営会議」は、原則として月2回の頻度で開催しております。

取締役会は「取締役会規則」に定められた事項、当社グループの重要事項等を決定しております。その概要は次の通りです。
(1) 株主総会及び株主に関する事項
：株主総会の招集及び付議する議案、株主名簿管理人等
(2) 株式に関する事項
：募集株式の発行、自己株式の取得、新株予約権の発行等
(3) 決算・財務に関する事項
：連結計算書類・計算書類・事業報告及びこれらの附属明細書、重要な財産の処分及び譲り受け、多額の借財等
(4) 取締役、組織等に関する事項
：代表取締役・役付取締役の選定、支店その他の重要な組織の設置・変更及び廃止、重要な使用人の選任及び解任、取締役の競業取引・利益相反取引等
(5) 業務の適正を確保するための体制整備

「経営会議」は決算・財務・業績を中心とした取締役会事前承認案件、並びに金額等具体的基準を定めた「職務権限規程」、「経理財務権限規程」等に基づく重要決議や重要報告案件を審議・検討するとともに、会社全般にわたる調整と統制を行っております。

以上の意思決定体制を前提に、上記事項以外の業務に関する意思決定を取締役又は執行役員に委ねております。

（2）当社は執行役員制度を導入しており、取締役会決定事項の実施その他業務執行に執行役員が携わっております。執行役員は12名からなり、事業部長等に配しております。任期は1年で、取締役会がその任免及び監督を行っております。

監査

（1）当社の監査役は4名からなり、監査役会を組織しております。そのうち監査が実効的に行われることを確保するため、取締役の職務の執行を監督するに必要な素養、知識、経験を有し、取締役から独立した社外監査役を2名選任しております。

また、監査体制の強化を図るため、監査役の職務を補助すべき使用人を1名設け、管理職待遇者をこれに当てております。なお、監査役の職務を補助すべき使用人の選任、解任、人事異動又は解雇については、監査役会と協議の上決定するものとしております。

（2）監査は経営計画の進捗、代表取締役が行った各種決裁、損失の危険の管理に関する状況、法令及び定款への適合の確保に関する状況、重要な会計方針の変更・会計基準等の制定など、業務執行の監査に必要な報告を取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人に求め、又は資料の閲覧をするほか、常勤監査役が「経営会議」「リスクマネジメント統制委員会」「コンプライアンス統制委員会」のほか、必要に応じて監査上重要と思われる会議に出席して日常的に実施しております。

さらに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻く損失の危険、監査環境の整備、監査上の重要な課題について代表取締役と意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるため、常勤監査役及び社外監査役は、代表取締役との定期的会合を継続実施しております。

（3）当社は計算書類について会計監査人の監査を受けておりますが、当社の会計監査人は「有限責任　あずさ監査法人」です。その母体も含めると、継続監査年数は四半世紀に及びます。

責任限定契約

（1）当社は、社外取締役及び社外監査役との間で職務の遂行につき善意でありかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

（1）3名の社外取締役を含む12名からなる取締役会と、2名の社外監査役を含む4名からなる監査役会を組織し、取締役会と監査役会により企業統治を行う体制を採用しております。

（2）当社は、取締役会と監査役会の間で抑制と均衡の関係を働かせる方が経営の透明性を図ることができ、また、それぞれの組織に社外の視点をとり入れることで、公正妥当な企業統治ができると考えており、また現に十分その目的を果たしていると評価していることから、長らくこの体制を堅持しております。

（3）以上の取締役会及び監査役会を設置する機関設計に加え、ガバナンスを強化する目的から、任意の仕組みとして、「内部監査室」や「コンプライアンス統制委員会」、「リスクマネジメント統制委員会」などに加えて「社外役員会議」も運営しております。
「社外役員会議」は社外取締役や社外監査役の意見を経営に生かす仕組みで、隔月開催を基本としております。社外役員による提言の機会を確保するとともに、情報の交換や共有を行うことで社外役員間あるいは経営陣との連携を図っております。

（4）なお、当社は社外取締役の役割ないし機能として、経営に対する監督の機能のみならず適切な助言を通じて経営意思の決定へ参画する機能を期待しており、人選に当たっては、これまでに培われたビジネス経験や知識を当社経営に反映いただくことを重視しております。
社外取締役は全員にまで独立性を求めておりませんが、独立社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準を適用しております。
ちなみに、現状、取締役12名のうち3名が社外取締役で、うち1名が独立社外取締役となっております。但し、豊富な経験を持つ技術者として社外から招聘し、一時的に当社に在籍した技術顧問を取締役としております。当該取締役は、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから、独立社外取締役に準じると認識しております。従いまして、実質的に独立社外取締役を2名選任していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	従来は集中日に開催していましたが、2006年6月総会から原則として集中日の2営業日前の開催としています。
その他	招集通知発送の7営業日以上前に当社ホームページに招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が企画する説明会への参加をしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、スモールミーティングを実施しており、決算説明資料を当社ホームページで公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報（決算短信、決算説明資料、有価証券報告書及び四半期報告書）、決算情報以外の適時開示資料、株主通信、会社案内、製品紹介、ネットワークなどを掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動の継続的強化を図るため、2016年4月より経営の直接組織として広報IR室を設置し、広報IR体制を整備しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は品質管理マネジメントシステム「ISO9001」、環境管理マネジメントシステム「ISO14001」の認証取得に続いて、2006年1月には研究部門の「ISO9001」の認証を取得し、管理水準の向上に努めております。 また1998年7月には、日本レスポンシブル・ケア協議会に加盟し、「全社的に地球環境、安全衛生などの活動を積極的に行う」としてレスポンシブル・ケア宣言を行うとともに、地球温暖化防止対策、産業廃棄物の削減、化学物質の適正管理、労働安全衛生の向上を柱とする活動を展開しております。 特に地球温暖化防止対策としては、効率の良いエネルギー使用方法への転換やクリーンエネルギーへの転換を進めております。さらに環境負荷低減を図り、企業の社会的責任を果たしていきたいと考えております。 これらの取り組みの結果については、2016年より統合報告書（DKSレポート）を発行し、活動結果を開示する予定です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理憲章」及び「役員・従業員行動宣言」において規定しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

基本的な考え方

当社は「産業を通じて国家・社会に貢献する」を社是とし、また「品質第一」「原価逓減」「研究努力」の三つを社訓とし、これらの社是と社訓を会社経営の根幹に置いて企業活動を実践して参りました。これらの実践のためには、顧客と社会から高い信頼を得られるように経営基盤を一層強化し、また社会的責任（CSR)に根ざした透明性と公正性のある企業活動を行うことが重要であると考えております。

こうした観点から、当社はこれまで社内諸規程を整備し、さらに「コンプライアンス統制委員会」「リスクマネジメント統制委員会」「財務報告統制委員会」を設置するなど内部統制システムの整備に努めて参りました。

また、2006年5月18日の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に規定する「業務の適正を確保するために必要な体制」に関する決議を致しましたので、この決議内容の実行に邁進するとともに、今後も適宜見直しを行い、より良い内部統制システムの構築に努めて参ります。

整備状況

一、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）代表取締役及び業務執行に携わる取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監督するために必要な素養、知識、経験を有し、現在及び過去において当社及び子会社の業務執行及び使用人の経験が無い社外取締役を従来から選任しておりますが、今後も引き続き選任致します。なお代表取締役は、社外取締役との相互認識と信頼関係を深めるため、社外取締役との定期的会合を行っております。

（2）取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見するときは、取締役会及び監査役会に報告するなど最善の処置に努めております。

（3）「企業倫理憲章」「役員・従業員行動宣言」を制定しております。今後もこれらを遵守し、事業活動中に発生し得る法令、定款又は企業倫理上の問題を予防又は早期に解決し、当社及び子会社の社会的信用を維持、向上させることに努めます。

（4）取締役会に付議する案件は、原則として事前に「経営会議」で慎重に審議し、また法務担当部門を適宜関与させ、取締役会で法令及び定款に適合しかつ合理的な意思決定が行われるよう努めております。

二、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役会を毎月開催し、職務の執行に遅滞の無い意思決定が行われるよう努めております。

（2）社外取締役及び社外監査役を主たる構成員とする「社外役員会議」を設置し、社外取締役及び社外監査役は連携して、当社及び子会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促す役割を果たすよう努めております。

（3）「業務分掌規程」「職務権限規程」などを維持又は改善し、各取締役間の合理的な業務分掌及び相互牽制が機能するよう努めております。

三、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）法令、定款又は企業倫理上の問題の発生を予防する制度、仕組みを構築するため「コンプライアンス統制委員会」を設置しております。

（2）「コンプライアンス統制委員会」は、法令、定款又は企業倫理上の問題を予防する制度、仕組みの適正な運用にも努め、その改善が必要なときはこれを提起し、又はその権限内において必要な改善を実施する任務を果たしております。

（3）内部通報制度（当社内の名称「公益通報ホットライン」）を2006年4月から運用しております。本制度を実効性のあるものとし、正規の職制を通じた解決が未だ図られていない法令、定款又は企業倫理上の問題へ適切に対処できるよう努めて参ります。

（4）法令及び定款のほか、「企業倫理憲章」「役員・従業員行動宣言」「公益通報ホットライン」等の使用人への周知、浸透を図るとともに、法令や当社諸規程の制定若しくは改正があるとき、又は当社及び子会社若しくは他社で重大な不祥事が発生したときには、適宜必要な周知や教育及び指導を行うよう心掛けております。

四、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）「危機管理規程」を制定しており、これに従ってリスク管理が最重要と考えられる、伝染病、テロ、事業所・工場で発生し得る事故、災害、環境破壊、製品上の瑕疵・欠陥などによる損失を予防し又は最小限にとどめ、かつ関係者の安全を確保することに努めております。

（2）当社及び子会社を取り巻くリスク管理の実効を確保するため、「リスクマネジメント統制委員会」を設置しております。

（3）「リスクマネジメント統制委員会」は、「危機管理規程」及びこれに基づく「危機管理マニュアル」の適正な運用に努め、これらの改善が必要なときは、「危機管理規程」については改定の提起を行い、「危機管理マニュアル」については自らの判断で改定を行うよう努めております。

（4）リスク顕在化時に適切な処置を迅速に実施できるよう、平素から使用人に対する適正な教育、指導及び訓練を心掛けております。

五、取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役会決議とこれに基づく業務執行、並びにその監督に係る文書の作成、保存及び管理は「取締役会規則」に従って行われておりますが、今後も「取締役会規則」を適宜改善し、関連文書の作成、保存及び管理が適正に行われるよう努めて参ります。

(2)「経営会議規程」「文書規程」「品質文書管理規程」「経理規程」「契約書等の取り扱いに関する規程」等の各規程に従って、職務上の意思決定又はその執行に係る以下の文書を適切に管理するよう努めております。

・株主総会、取締役会、「経営会議」の各議事録
・製品の開発、製造、販売、廃棄に係る各種文書
・各種決裁
・計算書類
・各種契約書

(3)特に計算書類の作成に当たっては、準拠すべき法令、企業会計原則など一般に公正妥当と認められる企業会計に留意して作成しております。

また、その内容の適正性と信頼性を確保するために「財務報告統制委員会」を設置し運用しており、また情報システム部を関与させておりますが、今後とも必要な手続、牽制の仕組みの検証に努めて参ります。

六、会計監査人による外部監査

(1)計算書類について会計監査人の監査を受けております。

(2)当社の会計監査人は「有限責任　あずさ監査法人」です。

七、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の主体性を損なわない範囲で子会社を当社の上記体制に服させ、また「関係会社管理規程」に基づいて子会社経営の管理を行うことによって、当社及び子会社から成る企業集団における業務の執行が法令及び定款に適合するのみならず効率的に行われ、また業務の執行に係る情報及び損失の危険が適切に管理されるよう努めております。

(2)「関係会社会議」を定期開催し、子会社から業務の定期的な報告を受け、また相互に意見交換する機会の確保に努めております。

八、内部監査体制

財務報告に係る内部統制システムが設計した通りに運用され、成果を上げているかを検証するための仕組みとして、2006年5月から内部監査室を発足させています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除

(1)取締役会において「業務の適正を確保するために必要な体制」の一部として、「反社会的勢力と一切の関係を持たず毅然とした態度で臨むことによって、反社会的勢力による被害の防止に努める」ことを決議しております。また、「役員・従業員行動宣言」の中で「反社会的勢力に対しては、警察と連携して毅然とした態度で臨み、利益供与や寄付等を行わない」ことを宣言しております。

(2)さらに、反社会的勢力の動向や対処方法等に関して、平素から外部機関や近隣企業との情報交換をはじめとする連携や社内周知に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社株式の大量取得を企図する買付について、その当否は株主の皆様のご判断に最終的には委ねられるべきものと考えております。

しかし、買付の中には当社の企業価値や株主共同の利益を害するものがあり得ます。そのような買付は、当社や株主の皆様の利益を守るため、当社は当然にこれを阻止しなければならないと考えます。また、そうでなくとも、当該買付の当否を株主の皆様に的確にご判断いただく機会を確保するため、当該買付の当社の企業価値や株主共同の利益への影響如何を慎重に見極め、最も適切な措置を講じる必要があると認識しております。

目下のところ、当社は株式の大量取得を企図する買付者が出現するときに備える、いわゆる「買収防衛策」は導入しておりません。

しかし、経営を負託された当然の責務として、当社の株式取引や株主異動を常に注視する一方、株式の大量取得を企図する買付に備えた体制や手順の整備に努めて参ります。また、実際にそのような買付者が出現するときは、直ちに当社として最も適切と思われる措置を講じる所存です。すなわち、社外の専門家を交えて大量買付の評価や買付者との交渉を行い、当該買付が当社の企業価値や株主共同の利益にそぐわないと認識されるときには、具体的な対応措置の要否やその内容等を速やかに決定し実行する体制を整えます。

以上は、当社グループ会社の株式を大量に買付しようとする者に対しても、同様です。

なお、「買収防衛策」の導入につきましては、判例の動向や専門家の見解等を踏まえつつ、今後も検討して参りますが、株主の皆様のご判断により導入できることを明らかにするため、その根拠をあらかじめ定款に定めておくことは有益と考え、2013年6月25日開催の第149期定時株主総会において、根拠規定を新設する定款変更を決議いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 適時開示が必要と考えられる各種情報は、各関連部門より遅滞無く、代表取締役及び情報取扱責任者に報告することとなっております。
なお、情報取扱責任者には、常務取締役　財務本部長を任命しております。

2. 連絡されたすべての各種情報は、経営会議において、精査、吟味し、選択して適時開示する情報を決定いたします。選択に当り総合企画本部及び財務本部は、会社情報適時開示ガイドブックにより上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（適時開示規則上）における開示の要否について確認いたします。
　また、必要に応じ事前に弁護士及び公認会計士等との意見交換を行い、適切な指導を仰ぐ体制についても構築しています。

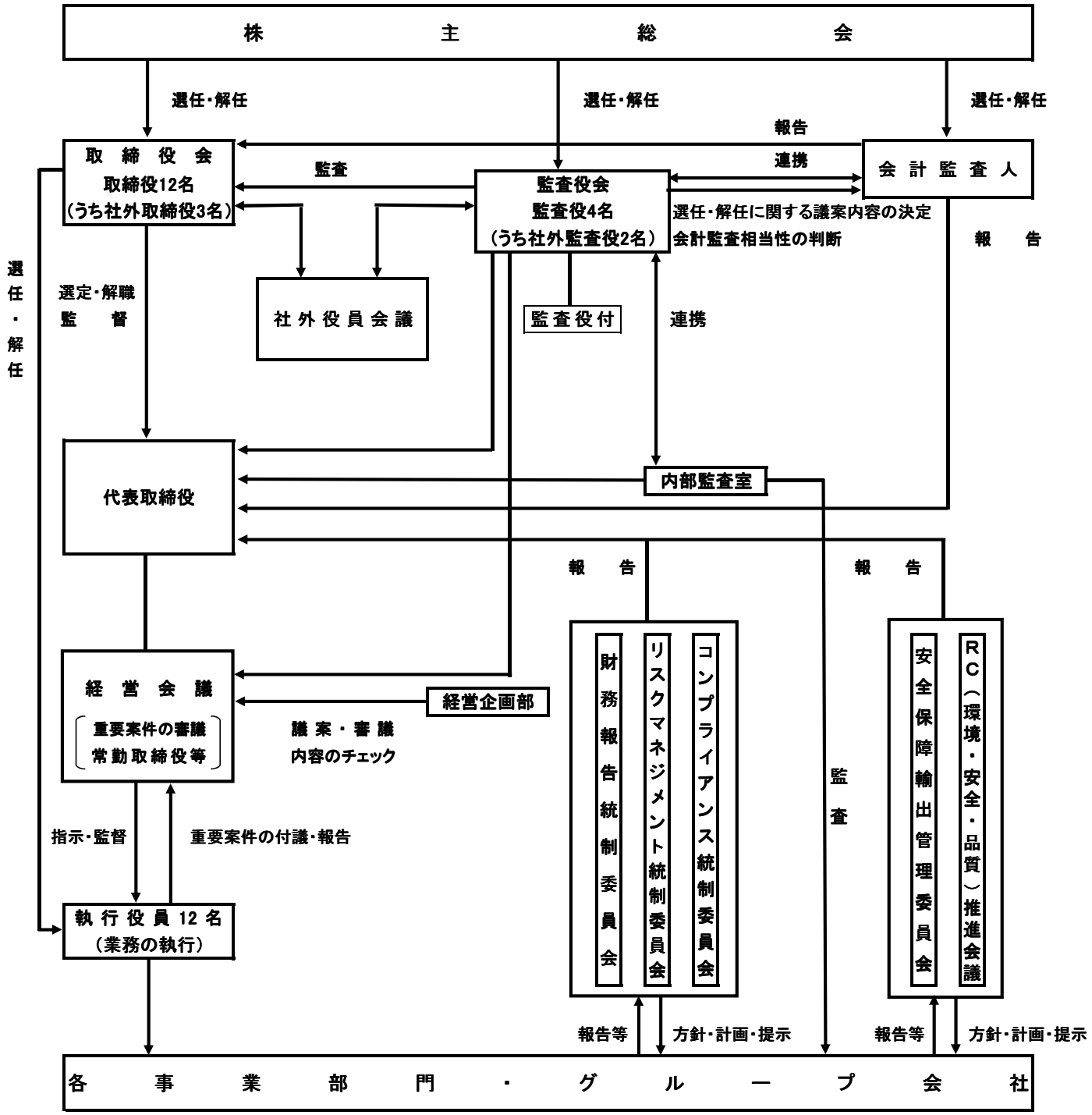
3. 経営会議において決定された適時開示する情報は、直ちに取締役会に報告され、承認後速やかに証券取引所に提出いたします。提出については財務本部が担当しています。
　ただし、適時開示の観点から重要な発生事実については、取締役会の開催頻度の関係から報告が開示後となる場合もあり得ます。

4.「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規程」を定め、重要情報の管理及び金融商品取引法に違反する内部者取引の未然防止体制も確立し、的確に運営しています。

上記の体制を円滑に運営することにより、弊社の重要情報は迅速かつ的確に開示できるものと考えております。今後もより一層の社内体制の維持向上に努め、的確な情報開示を行ってまいります。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

2016年6月24日現在



適時開示体制の概要（模式図）

